

別表第2 災害補償後遺障害等級表

等級	金額	障害
第1級	700万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 7 両上肢を腕関節以上で失ったもの 8 両上肢の用を全廃したもの 9 両下肢を足関節以上で失ったもの 10 両下肢の用を全廃したもの
第2級	550万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 4 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢のひじ関節以上で失ったもの 9 1下肢のひざ関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの 12 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	400万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 両眼の視力が0.1以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労働以外の労務に服することができないもの 5 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 9 1上肢を腕関節以上で失ったもの 10 1上肢の用を全廃したもの 11 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 12 1下肢を足関節以上で失ったもの

		<ul style="list-style-type: none"> 13 1下肢の用を全廃したもの 14 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 15 1手の5手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの 16 両足の足指の全部を失ったもの
第4級	300万円	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7 脊柱に運動障害を残すもの 8 1手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指を失ったもの 10 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの 11 1手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの 12 両足の足指の全部の用を廃したもの 13 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 14 1上肢に仮関節を残すもの 15 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 16 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 17 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 18 1下肢に仮関節を残すもの 19 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 20 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 21 1足の足指の全部を失ったもの 22 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 23 両側の睾丸を失ったもの 24 脾臓又は1側の腎臓を失ったもの
第5級	200万円	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 1眼の視力が0.1以下になったもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 8 1耳の聴力を全く失ったもの

		<ul style="list-style-type: none"> 9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 11 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 14 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの 15 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの 16 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの 17 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの 18 1下肢の3センチメートル以上短縮したもの 19 1下肢の3大関節の中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 20 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 21 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 22 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 23 1足の足指の全部の用を廃したもの 24 生殖器に著しい障害を残すもの
第6級	130万円	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 6 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 9 耳の耳殻の大部分を欠損したもの 10 胸腹部臓器に障害を残すもの 11 脊柱に奇形を残すもの 12 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 13 長管骨に奇形を残すもの 14 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 15 1手の中指又は薬指を失ったもの 16 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの 17 1手の中指又は薬指の用を廃したもの

		<p>18 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>20 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>22 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>23 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>24 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第7級	70万円	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>8 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>14 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>17 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21 男子の外貌に醜状を残すもの</p>